

解散にかかる 同意書ご提出のお願い

目次

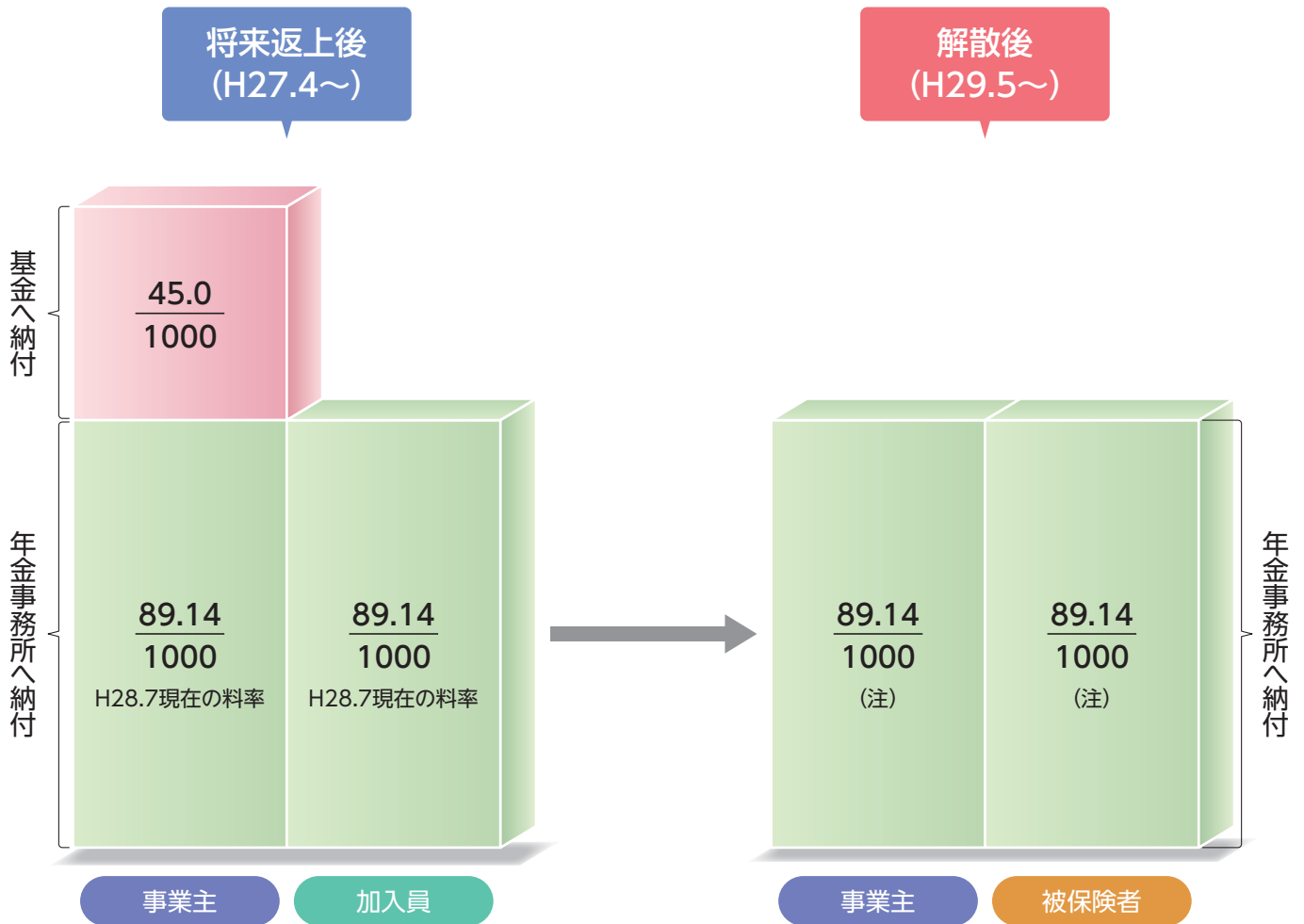
I	解散に伴う影響 ~事業主の皆様~	1
II	解散に伴う影響 ~加入員・受給権者の皆様~	5
III	解散の認可申請にあたりご提出いただく書類	7
IV	解散までのスケジュール(予定)	8
V	解散に関するQ&A	9

平成28年7月

日本産業機械工業厚生年金基金

1 掛金について

- ▶ 厚生年金基金の解散に伴い、上乘せ部分にかかる掛金(全額を事業主様が負担)はなくなります。
- ▶ 上乘せ部分の給付が消滅することにより、退職金規程の変更手続き等が必要となる場合があります。



- 現在、基金非加入の場合と比べ、基金加入による事業主様の掛金負担の増加分は45/1000となっておりますが、厚生年金基金の解散に伴い、この掛金負担がなくなります。
- 平均標準給与月額を30万円とすると、事業主様の毎月1人当たりの掛金負担額は13,500円(30万円×45/1000)ですが、基金解散後はこの負担がなくなります。
※加算非適用加入員の場合は、7,800円(30万円×26/1000)です。

(注)年金事務所へ納付する厚生年金保険料率は、平成28年9月に事業主・被保険者共に、1.77/1000引上げられますので、実際の保険料率は90.91/1000になります。

2 解散後の企業年金制度等に関する選択肢について

▶ 解散後に残余財産の分配が発生する場合は、当該分配金を、事業主が別に実施している確定給付企業年金制度(以下「DB」)、確定拠出年金制度(以下「DC」)や中小企業退職金共済(以下「中退共」)の制度へ移換可能です。今後の企業年金の取扱いに関して、それぞれ下記①～④の選択肢からご選択いただくことが可能です。

基金解散後の加算部分の選択肢	メリット	留意点
選択肢① 事業主が別に実施するDBを活用(新設/既存DB)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主掛金は全額損金扱い ・ 退職金の平準化が可能 ・ 給付設計の自由度が高まる ・ 分配金の持込みが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運用環境によっては、追加掛金負担が発生するおそれあり ・ 総合型と異なり、企業会計上、退職給付債務の計上が必要 ・ 給付設計の制約や財政検証等のルールあり
選択肢② 事業主が実施するDCを活用(新設/既存DC)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主掛金は全額損金扱い ・ 退職金の平準化が可能 ・ 事業主に追加掛金負担は発生しない ・ 分配金の持込みが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 60歳まで原則引出しは不可 ・ 投資教育のインフラ整備が必要 ・ 運用実績による元本割れのリスクあり ・ 受給権者(OB)の持込み不可
選択肢③ 中退共を活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主掛金は全額損金扱い ・ 退職金の平準化が可能 ・ 事業主に追加掛金負担は発生しない ・ 分配金の持込みが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入に制限あり(資本・人数) ・ 掛金拠出に下限あり(1人当たり月額最低5,000円) ・ 原則一時金給付、利息は年1.0% ・ 受給権者(OB)の持込み不可
選択肢④ 後継制度なし(分配又は連合会へ移換)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掛金負担がなくなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掛金の損金扱いが使えなくなる ・ 内枠の場合、退職金部分での持出しが増加 ・ 外枠の場合、給付消滅のため加入員からの同意を得ておくことが推奨される ・ 分配金を加入員・受給権者に支給(原則一時所得)

行政通知により、基金は加入事業所の退職金規程等に基づく退職給付義務履行の必要性について周知を求められています。選択肢によっては、移行対象者が限定される、あるいは制度そのものが終了となり、不利益な取扱いとなることが考えられます。何らかの代替措置を設ける等、十分検討する必要があります。

3 解散後の企業年金制度等に分配金を持込む際の手続き

DBは幹事会社、DCは運営管理機関、中退共は中退共事業本部へ事前に制度内容やスケジュール等の相談が必要です。
 なお、いずれの制度についても、移行に関する申出は、以下の①および②の手続きを終えたうえで、平成30年3月(予定)を期限とさせていただきます。

①当基金に対しての手続き

当基金に対しては下表のとおり同意手続きが必要となります。
 同意書の雛形を用意しておりますので、基金事務局までご連絡ください。

②持込む先の制度での手続き

【既に制度実施済の場合】

・DB等では、上記期限までに、基金からの分配金を持込むための規約変更等が必要です。

【新たに制度を実施する場合】

・新規にDBまたはDCを設立する場合には、上記期限までに制度を立上げておく必要があります。

	DB	DC	中退共
概要	事業所単位でDBへの移換が可能 (DB規約に定めれば希望者のみの移換も可能)	事業所単位でDCへの移換が可能 (希望者のみの移換も可能)	事業所単位で中退共への移換が可能 (希望者のみの移換も可能)
移換対象者	厚生年金基金の加入員及び受給権者	厚生年金基金の加入員	厚生年金基金の加入員
当基金にて必要となる同意	①事業主の同意 ②当該事業所の加入員の2分の1以上の同意 【受給権者を移換する場合】 ③当該事業所の受給権者の個々の同意	①事業主の同意は不要 ②当該事業所の移換可能な加入員の2分の1以上の同意	基金への申出は必要 (事業主および加入員の同意は不要) ※中退共に対しては事業主および加入員の同意が必要

当基金の新総合型DBへ移行しない事業所の後継制度の取扱いに関しては、各事業所での対応をお願いします(※当基金では各事業所で実施する後継制度の内容を把握できないため)。

ご参考 基金解散と退職金制度の関係について(後継制度なしの場合)

《厚生年金基金の給付が退職金の「内枠方式」の場合》

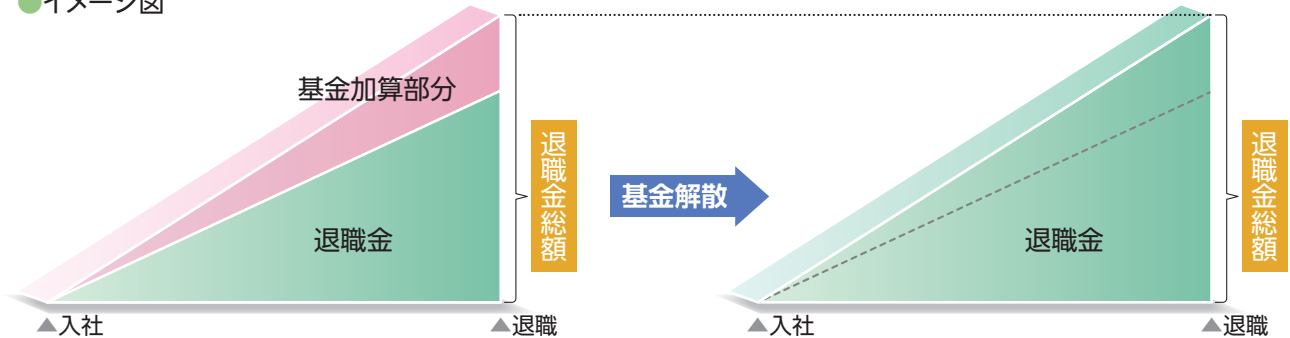
●特徴

退職金の支給時に基金加算部分(一時金相当額)を控除した額を退職金として支給する形式です。

●内枠方式の退職金規程の記載例

退職金規程第〇条 「日本産業機械工業厚生年金基金の給付を受ける者については、その支給額(基金加算部分)をこの規定による退職金の総額から控除して支給する。」

●イメージ図



●影響

- ・基金解散後は、退職金での支給のみとなりますが、退職金総額は変わりません。
- ・基金解散後は、基金上乘せ掛金は不要となりますが、退職金の支払額は増加します。
- ・基金解散時の分配金を退職時に支給する退職金から控除する等の退職金規程の改定が必要となります。

《厚生年金基金の給付が退職金の「外枠方式」の場合》

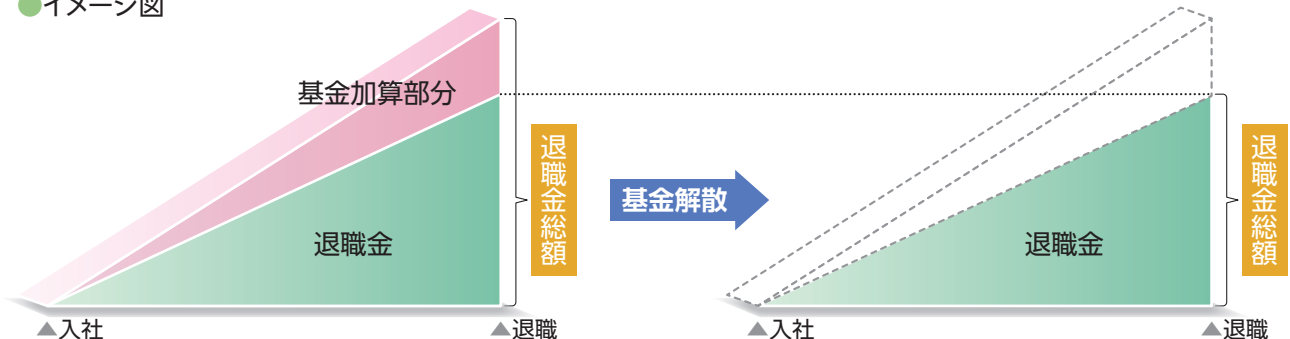
●特徴

退職金の支給時に退職金に基金加算部分を加算して支給する形式です。

●外枠方式の退職金規程の記載例(外枠方式の場合、退職金規程に何も記載がない事例もあります。)

退職金規程第〇条 「日本産業機械工業厚生年金基金の給付を受ける者については、その支給額(基金加算部分)をこの規定による退職金に加算して支給する。」

●イメージ図



●影響

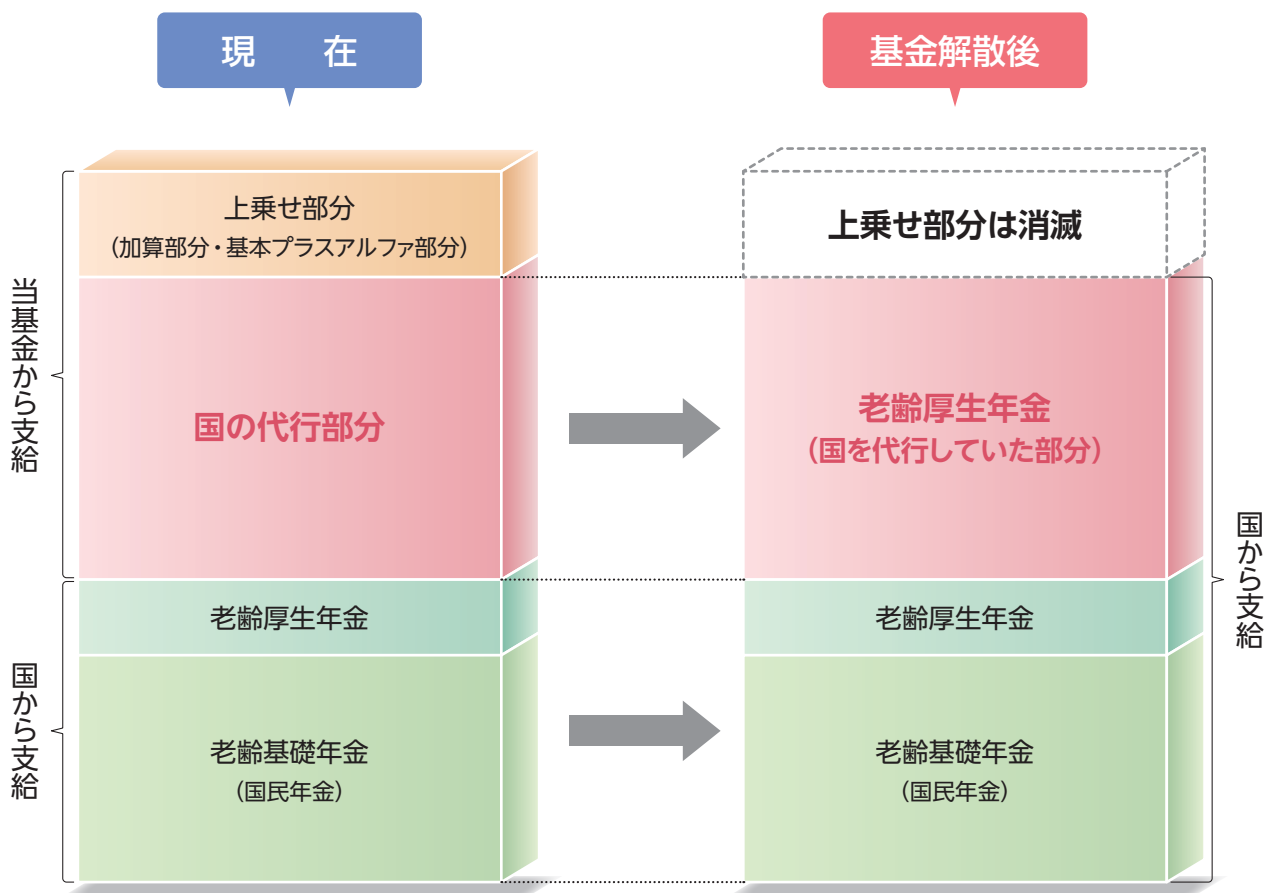
- ・基金解散後に退職金増額や後継制度の検討をしない場合、加入員の退職金総額が減少することとなります。
- ・基金加算部分相当額を補填しない場合には、労働協約等において加入員の同意を得ておくことをお勧めします。

なお、内枠方式、外枠方式いずれの場合でも会計上の影響については会計士様にご相談ください。

Ⅱ 解散に伴う影響 ～加入員・受給権者の皆様～

1 給付への影響

- ▶ 解散認可月の翌月から、上乗せ部分(加算部分及び基本プラスアルファ部分)は消滅します。
- ▶ 代行部分の支給義務は国へ返上されます。その際、支給要件や支給停止の要件は国と同じになります。そのため、被保険者期間が25年以上なければ給付されません。ただし、平成24年8月10日成立の法改正で、消費税が10%に上がる日から、必要な被保険者期間が「25年」から「10年」に短縮される予定です。
- ▶ 代行返上後に国から受給者の方々に支払われる代行年金は、解散認可月の翌月分からとなります。その初回支払日は、現行法では認可月の3か月後の15日(15日が土日祝日の場合はその直前の平日)です。

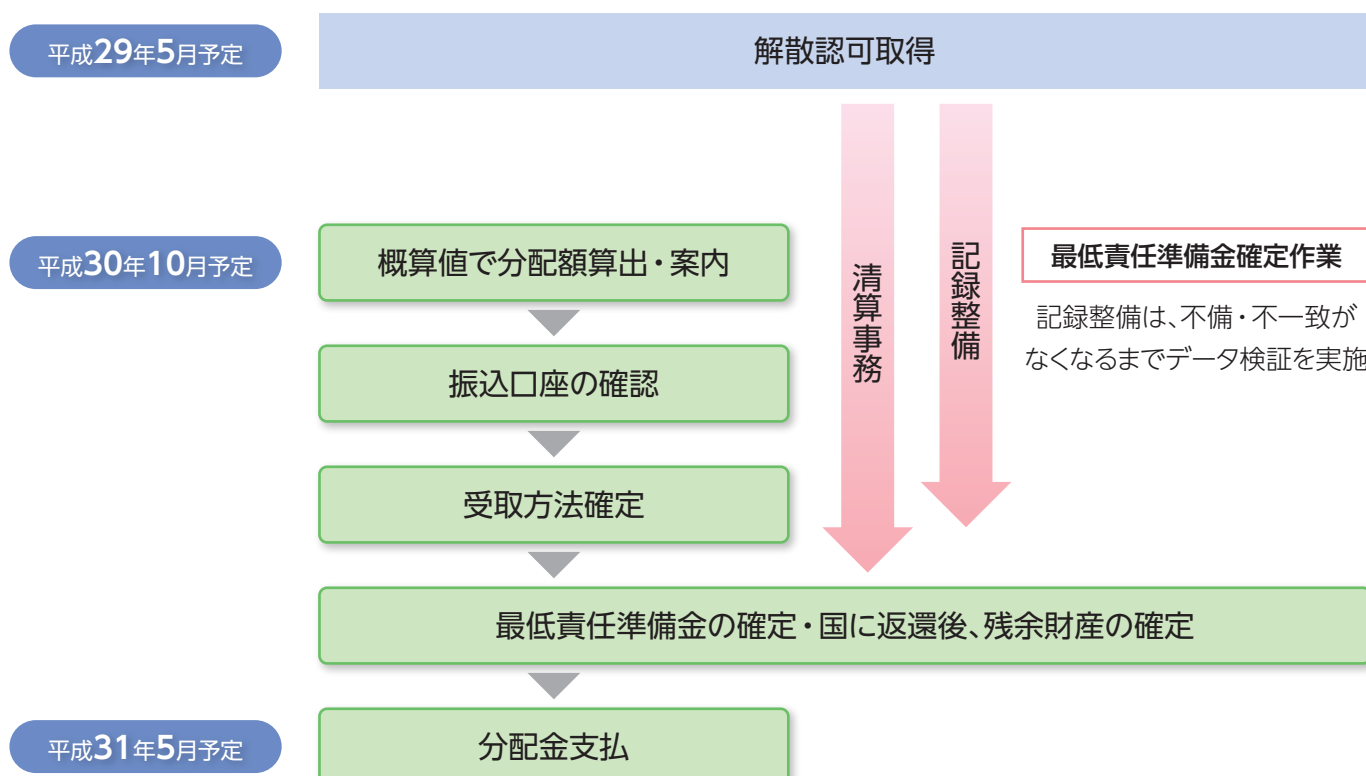


2 残余財産の分配

- ▶ 代行部分に係る債務(最低責任準備金)を国に返還した後の残余財産は、加入員・受給権者の皆様に按分し、分配することとなります。
- ▶ 残余財産の確定には、加入員の皆様その他、受給者、待期者すべての方の記録整備が完了したうえで、正式計算を行いますので分配金の確定までは相当の時間を要します。
- ▶ P3記載のように、事業主が自社のDB制度等に分配金を持込む場合は、事業所単位でこの分配金を非課税で当該制度に持込むことが可能です。
- ▶ 後継制度を設けない場合には、以下に記載する手順で、加入員・受給権者の皆様に分配されます。

3 残余財産の分配までのスケジュール等

- ▶ 分配金の確定前に対象者には概算額をお知らせいたします。
- ▶ 分配された残余財産は、予め各個人が指定した口座に振込まれますが、企業年金連合会に移換することで、同会規約に基づく年金として受給することも可能です(ただし、別途手数料がかかります)。
- ▶ 分配金は税務上、退職所得ではなく、原則、一時所得として取扱われます。
- ▶ 現時点では、平成29年5月解散認可(予定)の約2年後に分配金を支払うことが可能となる見込みです。



Ⅲ 解散の認可申請にあたりご提出いただく書類

- ▶ 当基金が、解散の認可申請をするためには、事業主の皆様より、以下の同意書をご提出いただく必要がありますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。
- ▶ 解散の認可申請にあたっては、事業主様・加入員様・労働組合の同意書が必要となりますので、**各同意書を事業主様にて取りまとめのうえ、平成28年12月9日(金)までに当基金宛にご提出**をお願いいたします。
- ▶ 必要とされる同意の要件は以下のとおりですが、原則、全員の同意取得をお願いいたします(別途、同意書の作成要領をご参照ください)。

	調印者	内 容
1	事業主	代議員会における議決前1か月以内の基準日での解散を選択した全設立事業所の事業主の2/3以上の同意
2	加入員	代議員会における議決前1か月以内の基準日での解散を選択した全設立事業所の加入員総数の2/3以上の同意
3	労働組合	解散を選択した設立事業所に使用される加入員の1/3以上で組織する労働組合の同意(該当する労働組合が複数ある場合は、その3/4以上の同意)

【解散に関する説明について】

①「加入員(現役社員)」への説明について

上記のとおり、各事業所から制度変更についてご説明のうえ同意書の取りまとめをお願いいたします。

②「受給権者(OB)」への説明について

基金事務局から、解散に伴い分配金支給となる等のご案内を送付いたします。なお、自社DBへ移行する場合などは、各事業所から制度変更についてご説明ください。

IV 解散までのスケジュール(予定)

- ▶ 解散にむけ、当基金は以下のスケジュールで手続きを進める予定です。
- ▶ ただし、本スケジュールは事業主・加入員の皆様からの同意書の回収状況等の様々な要因によって前後する可能性があります。解散の認可申請のためには、同意書等の回収について、事業主の皆様のご協力が不可欠です。
何卒ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【解散に関するスケジュール表(予定)】



Q₁

基金解散後は上乗せ部分の掛金納付、年金給付はどうなるのか？

A₁

上乗せ部分の掛金は解散後、納付していただく必要はありません。次に、解散後の給付については、国の年金を代行している部分の年金は国に引継がれ、国の支給要件にもとづいて日本年金機構から給付されます。また、上乗せ部分の給付は解散月の翌月分より廃止となります。

Q₂

解散日まで掛金を納入し続けなければいけないか？

基金加入に伴う事業主負担分を納めないことは出来ないのか？

A₂

基金規約に基づき給付(年金・一時金)が行われますので、解散認可の日が属する月の前月分まで、基金規約に基づき納入いただくことになります。

Q₃

今まで納めた掛金は無駄になるのか？

A₃

今まで納めていただいた掛金を積立てた年金資産のうち、当基金が国の年金を代行していた部分は国へ返還し、今後の老齢厚生年金の原資となりますので、今まで納めていただいた掛金が無駄になることはありません。また、返還後の残余財産につきましては、後継制度がない場合には、加入員・受給権者の皆様に一時金給付の形で分配いたします。ただし、解散日以降は、上乗せ給付がなくなります。

Q₄

基金が解散してしまうと、年金給付に関する相談はどこにすれば良いのか？

A₄

当基金の解散手続きが完了するまでは、基金事務局は存続しますので、引き続きご相談をお受けいたします。解散手続き完了(基金事務局閉鎖：平成31年7月予定)後は、最寄りの年金事務所にご相談ください。

Q₅

受給権者への説明は、誰がどのようにするのか？

同意書の提出は不要なのか？

A₅

受給権者については、当基金より説明文書を送付してご案内します。なお、解散の手続きにあたって、受給権者の皆様の同意は不要となっております。

Q
6

当社は基金からの給付(加算部分)を退職金の一部(内枠)としていたが、今後の取扱いはどうなるのか?

A
6

基金が解散することにより、上乘せ給付はなくなりますので、退職金の全額を貴社からお支払いただくこととなります。

Q
7

解散後の分配金を原資として、自社での企業年金制度を考えていますが、どこに相談すればよいのでしょうか?

A
7

DBは幹事会社、DCは運営管理機関、中退共は中退共事業本部へ事前に相談をお願いします。なお、各制度への分配金の持込みを希望される場合は、所要の手続きが必要となるため、基金事務局へお申出ください。(P3ご参照)

Q
8

解散後の分配金を原資として、受給権者(OB)を自社の企業年金制度に加入させたいと考えていますが可能でしょうか?

A
8

受給権者にかかる分配金は、個々の受給権者の同意を得た上で、DBへの持込みが可能ですが、DCと中退共へは持込みができないことが法令で定められております。

MEMO

日本産業機械工業厚生年金基金

〒105-0003 東京都港区西新橋2-6-1

電話番号 03-3593-0878 FAX番号 03-3593-0898